

保存期間10年

交規発第264号

令和3年3月15日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る取扱いについて

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験（以下「実証実験」という。）については、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る取扱いについて（平成30年4月13日付け交規発第419号。以下「旧通達」という。）により取り扱うこととしてきたところであるが、この度、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準が変更された。これに伴い、実証実験に係る道路使用許可申請に対する取扱いについては、今後は、道路使用許可事務取扱要領（平成29年3月22日付け通達乙規制第346号別添）のほか、別添「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等に係る取扱いについて（通達）（令和2年12月25日付け警察庁丁交企発326号、丁規発第143号）によることとするので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警察庁丁交企発第326号、丁規発第143号
令 和 2 年 1 2 月 2 5 日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通規制課長

「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等に係る取扱いについて(通達)
搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験(以下「実証実験」という。)については、
従来「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて(通達)」(平
成30年3月19日付け警察庁丁交企発第39号ほか。以下「旧通達」という。)により取り
扱うこととしてきたところである。

今般、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第2条第1項に規定する国家戦略
特別区域における搭乗型移動支援ロボットを用いた実証実験等の要望が寄せられている
こと等を踏まえ、実証実験等に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更すること
としたので、その内容について周知を徹底し、事務処理上遺漏のないようにされたい。
なお、旧通達は廃止する。

記

1 変更内容

(1) 特例の適用

国家戦略特別区域又は地域住民以外の者による道路の利用が限定的であり、かつ、
地域住民の合意が形成されている区域であって、警察庁及び当該場所を管轄する都
道府県警察が、旧通達で定められていた基準(以下「旧基準」という。)を緩和す
ることで実証実験等を行わせることが公益上特に必要として認める区域(以下「特
例区域」という。)については、旧基準によらずに道路の使用の許可をすることが
できる旨を明確化した。

(2) 最高速度に係る特例の整備

特例区域において、最高速度が6キロメートル毎時を超え、10キロメートル毎時
を超えない搭乗型移動支援ロボットが他の歩行者と混在する場所を通行する場合の
条件を定めた。

2 道路使用許可の取扱いに関する基準

実証実験等に係る道路使用許可の取扱いに関する基準は、別添「搭乗型移動支援ロ
ボットの公道実証実験等に係る道路使用許可の取扱いに関する基準(令和2年12月一
部変更)」のとおりである。

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験等に係る道路使用許可の取扱いに関する基準（令和2年12月一部変更）

1 審査基準

(1) 実施の趣旨

ア 次のいずれかを満たすこと。

(ア) 国又は地方公共団体が実証実験に係る協議会に参加するなど、国又は地方公共団体が含まれる実施主体が当該実証実験を実施するものであること。

(イ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第10条第1項の規定に基づく新事業活動計画の認定を受けた者が地方公共団体の協力を得て、地域住民及び道路利用者等の合意を形成した上で、当該認定に係る同項に規定する新事業活動計画に従って実施する当該新事業活動において当該実証実験を実施するものであること。

(ウ) (イ)の新事業活動における実証実験を安全かつ適正に実施した実績のある者（複数の者が共同して(イ)の新事業活動における実証実験を安全かつ適正に実施した場合には、その一部の者も含む。）が、地方公共団体から実証実験への後援を受けるなどの協力を得て、又は地域住民及び道路利用者等の合意を形成した上で、当該実績に係る実証実験と同様の実証実験を実施するものであること。

イ 実験の責任主体、現場責任者、操縦者及び保安要員が明確であること。

ウ 現場責任者、操縦者及び保安要員が申請者の指揮監督の下にあり、適切な実施体制がとられていること。

(2) 実施場所

ア 歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の通行並びに沿道の状況から、歩行者等の通行に支障が認められない場所であること。

イ 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たす場合は、自転車歩行者専用道路若しくは普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道（以下「歩道等」という。）又は車両通行止め（対象から自転車を除外したものに限る。）、自転車及び歩行者用道路若しくは歩行者用道路（対象から自転車を除外したものに限る。）の交通規制が実施されている道路（以下「特定道路」という。）であること。

(ア) 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。

(イ) 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。

ウ イ以外の場合は、次の(ア)及び(イ)に掲げる条件をいずれも満たす場所であること。

(ア) 幅員がおおむね3.0メートル以上の歩道等又は特定道路であって、

- 実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。
- (イ) 搭乗型移動支援ロボットが6キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること。
- (3) 実施時間
- ア 搭乗型移動支援ロボットが道路運送車両の保安基準に適合し、又は同基準の緩和措置を受けた灯火装置を備えていない場合には、日出時から日没時までの時間であること。
- イ 多数の幼児の通行が見込まれる時間が含まれないこと。
- (4) 保安施設及び保安要員の配置
- ア 実施場所の周囲に、「〇〇内では、搭乗型移動支援ロボットの実験中です。(実験に参加して通行する場合は、十分に注意してください。通行しない場合は) 〇〇を通行してください。」等の
- (ア) 実験中であること。
- (イ) 実験に参加する場合には注意が必要であること。
- (ウ) 実験に参加しない場合の通行場所
を表示する看板を十分な数だけ設置すること ((イ)は歩行者等の進入を認める場合)。
- また、日没時から日出時までの間(以下「夜間」という。)に実証実験を実施する場合には、看板を街路灯の下に設置する、看板に照明を設置するなど、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置をとること。
- イ 実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。
- ウ 実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所(見通しの悪い他の歩道等又は特定道路との交差点、見通しの悪いカーブ、歩行者等の交通量が多い場所等)又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、歩行者等に危険を及ぼすおそれが生じた場合の安全措置、異常発生時の連絡措置等をとるための保安要員を配置すること。
- エ 保安要員は、搭乗型移動支援ロボットに搭乗しないこと。ただし、実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えることが確認されたものに搭乗するときは、この限りでない。
- オ エにかかわらず、幅員3.0メートル未満の歩道等又は特定道路を通行するに際しては、当該箇所に保安要員(搭乗型移動支援ロボット又は自転車に搭乗していない者に限る。)を配置すること。
- カ 搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、簡易柵、コーンバー等により実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。
- (5) 搭乗型移動支援ロボットの構造等
- ア 大きさは、おおむね、長さ150センチメートル、幅70センチメートル

を超えないこと。

イ 道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施されたものであること。

ウ 道路運送車両の保安基準に適合していること又は同基準の緩和措置を受けていること。

(6) 操縦者

ア 大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること。

イ 操縦方法に関する講習を受け、十分な操縦経験を有していること。

ウ 未成年者であるときは親権者の同意書が添付されていること。

(7) 実験内容

ア 搭乗型移動支援ロボットの走行の場所、経路、速度、方法等に危険が認められないこと。

イ 実証実験として適切な内容であること。

(8) その他

道路又は交通の状況に照らし、支障がないこと。

2 許可期間

許可期間は、最大6か月の範囲内で、歩行者等の通行及び沿道の状況に応じた期間とする。

3 許可に付する条件

(1) 実施場所、実施時間等

ア 道路においては、許可に係る日時、場所等でのみ搭乗すること。

イ 申請に係るロボット以外のもを使用しないこと。

ウ 実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。

エ 見学者を車道に出さないこと（実施場所が特定道路の場合を除く。）。

(2) 走行方法

ア 特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。

イ 周囲に歩行者がいるときは、徐行すること。

ウ 歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。

エ 他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。

オ 夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。

(3) 横断方法

ア 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、次の(ア)から(ウ)に掲げる条件を全て満たす場合には、横断歩道を通行すること。

(ア) 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。

(イ) 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。

イ 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造がアに該当しない場合には、原則として自転車横断帯を通行し、自転車横断帯のない場合のみ横断歩道を通行すること。

(4) 保安施設及び保安要員の配置

1 (4)に示された事項

(5) 操縦者

ア 申請に係る操縦者1名以外のものが搭乗しないこと。

イ ヘルメットを着用すること。

(6) その他

道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項

4 許可に際し指導する事項

ア 関係者に対し、許可条件を含む道路使用許可の内容を周知すること。

イ 現場責任者、操縦者及び保安要員に対し、交通整理要領、受傷事故防止等について、事前教養を徹底すること。

ウ 実験前の事前広報を徹底すること。

エ 現場責任者は、道路使用許可証又はその写しを携行すること。

オ 特異事案については、その状況を直ちに所轄警察署長に通報すること。

カ 見学者がい集して危険が予測される場合には、一旦中断すること。

キ 道路交通法以外の法令も遵守すること。

ク その他道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために適当と認められる事項

5 特例区域における道路使用許可の取扱い

(1) 特例区域の認定

特例区域は、次のア又はイのいずれかを満たす区域であって、1から3に定める基準を緩和することで実証実験等を行わせることが公益上特に必要として警察庁及び道路使用許可を受けようとする区域を管轄する都道府県警察が認めたものとする。

ア 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第1項に規定する国家戦略特別区域であること。

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる条件をいずれも満たすこと。

(ア) 地域住民以外の者による道路の利用が限定的であること。

(イ) 地域住民の合意が形成されていること。

(2) 特例区域における道路使用許可の取扱いに関する基準の特例

特例区域においては、実証実験等の内容を踏まえ、1から3に定める基準によらずに道路の使用の許可をすることができる。

(3) 最高速度に係る特例

特例区域において、最高速度が6キロメートル毎時を超え10キロメートル毎時を超えない搭乗型移動支援ロボットが他の歩行者と混在する場所を通行させようとする場合には、当該搭乗型移動支援ロボットの最高速度を6キロメートル毎時を超えないように一時的に制限した上で、その旨を周囲の歩行者に明らかになるように外部に表示しなければならない旨の条件を付すこととする。